

生活保護法による指定医療機関に対する一般指導実施要領

1 目的

この要領は、生活保護法による指定医療機関及び医療保護施設等に対する一般指導について、事務処理の要領を規定することにより、指導の適正な実施を図ることを目的とする。

2 根拠

- (1) 生活保護法第50条第2項 <指定医療機関の義務>
- (2) 生活保護法による医療扶助運営要領について（昭和36年9月30日社発第727号厚生省社会局長通知）
- (3) 生活保護法による指定医療機関等の指導及び検査の実施細目（平成14年4月1日14福保保第2号）

3 実施目的

法及び制度の趣旨・目的等の周知並びに理解促進を通じて、指定医療機関の資質維持及び向上を図ることにより、医療扶助の適正化を推進する。

4 指導対象

年度ごとに策定する「指導実施計画」に基づき選定する。

5 実施方法

- (1) 一定の場所に集めて講習会等又は文書の配布、インターネットの活用や電磁的記録媒体の配布等の方法により実施する。
- (2) 指導対象となる医療機関等に対し、あらかじめ一般指導の日時、場所、指導内容等を文書により通知するものとする。

6 指導項目

- (1) 生活保護法について
- (2) 生活保護事務関係の取扱いについて
- (3) 生活保護を受給している患者の処遇について
- (4) 診療内容及び診療報酬の請求について
- (5) その他

7 その他

関係機関等の協力を得て、実施する。

附則

この実施要領は、平成26年6月5日から施行する。

附則

この実施要領は、平成31年4月1日から施行する。

附則

この実施要領は、令和2年6月16日から施行する。

附則

この実施要領は、令和6年5月24日から施行する。